調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号		仕　様　書　番　号	
業務車２号		ＧＷ－Ｄ００１８１１Ｖ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	昭和４６年　7月　8日
		変　更	平成２３年　5月１１日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の業務車２号（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，**ＪＩＳ Ｄ ０１０１，ＪＩＳ Ｄ ０１０２**によるほか，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１**による。

1.3　種類

種類は，**表1**による。

表1－種類

種類	注記
業務車２号	－
業務車２号（４×４）	－

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，種類による。

例　業務車２号

1.5　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ Ｄ ０１０１　　自動車の種類による用語

ＪＩＳ Ｄ ０１０２　　自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能

ＮＤＳ Ｚ ８０１１　　角形銘板

b)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　法令等

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

自動車損害賠償保証法（昭和３０年法律第９７号）

自動車重量税法（昭和４６年法律第８９号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成１３年２月２日閣議決定，平成２１年２月１３日変更閣議決定）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

本車両は，“道路運送車両法”（以下，“車両法”という。）に適合し，“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に基づく“環境物品等の調達の推進に関する基本方針”に規定するガソリン乗用車の燃費基準値を満たすものとする。

2.2　構造・形状・寸法・質量

2.2.1　構造

構造は，次によるほか，製造者標準による。

a)　機関

機関は，次による。

1)　種類・形式　水冷４サイクル，ガソリンエンジン

2)　総排気量　公称１　５００ｃｃ

3)　使用燃料　レギュラガソリン

b)　動力伝達装置及び走行装置

動力伝達装置及び走行装置は，次による。

1)　駆動方式は，**表2**による。

2)　変速機は自動式とする。

表2－駆動方式

種類	注記
業務車２号	前輪駆動又は後輪駆動
業務車２号（４×４）	総輪駆動

c)　乗車定員

乗車定員は，５名とする。

d)　附属装置

附属装置は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表3**による。ただし，**表3**のうち，製造者標準仕様（以下，“標準仕様”という。）と重複する場合は，標準仕様とする。

表3－附属装置

品名	数量	注記
エアコンディショナ	１式	製造者標準品（冷房及び暖房装置付き）
ラジオ	１式	製造者標準品（ＡＭ及びＦＭ放送対応）
マッドガード	１組	製造者標準品（１台分）

2.2.2　形状

形状は，ステーションワゴン形とし，後部座席の後方に器材等を積載可能な荷室を有するものとする。

2.2.3　寸法・質量

寸法及び質量は，**表4**のとおりとする。

なお，細部については，承認図面による。

表4－寸法・質量

項目	規定
全長　　mm	４　３００以上
全幅　　mm	１　７００以下
全高　　mm	１　５５０以下
室内高　　mm	１　２００以上

2.3　外観・性能

2.3.1　外観

外観は，次による。

a)　きず，割れ，まくれ，さび，塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

b)　各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.3.2　性能

性能は，最大積載状態で，平たんな舗装路面上において，**表5**の性能を有するものとする。

表5－性能

項目	規定
最高速度（ｋｍ／ｈ）	１００以上
最小回転半径（ｍ）	５．２以下

2.4　塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製造者標準の白色とする。

なお，細部については，承認図面による。

2.5　製品の表示

製品の表示は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.3によるものとし，操縦室内の見やすい箇所にＮＤＳ　Ｚ　８０１１の１種銘板を取り付けるものとする。

なお，細部については，承認図面による。

2.6　標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は，5.6 c)に基づき車両法の登録手続きを行う場合を除き，訓令による。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

3.2　保証期間

保証期間は，商慣習による。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　携行工具・附属品・予備品

携行工具，附属品及び予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 6** による。ただし，**表 6** のうち，標準仕様と重複する場合は，標準仕様とする。

表6－携行工具・附属品・予備品

品名	数量	注記
携行工具	１式	製造者標準品
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品，乾電池式（単３アルカリ乾電池），懐中電灯兼用式，ミニチュアバルブ付き（２．５Ｖ以上，０．３Ａ），肩掛けフック付き
非常信号灯取付具	１式	操縦室内の適宜の位置に取り付ける。
タイヤゲージ	1	棒式低圧用（ＪＩＳ相当品）
予備タイヤ	1	製造者標準品（ホイール付き）
タイヤチェーン	１組	製造者標準品（２本１組） ただし，業務車（４×４）は，４本１組とする。
輪止め	１組	製造者標準品（２個１組）
フロアマット	１組	製造者標準品（１台分）
シート半カバー	２組	製造者標準品（レース地，１台分）
スタッドレスタイヤ	１組	製造者標準品（ホイール付き，４本１組）， ただし，業務車２号（４×４）のみ適用とする。

5.2　承認用図面等

契約の相手方は，2.2.3，2.4 及び 2.5 に基づき作成し，担当官の承認を受けるものとする。

なお，作成及び提出の要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 6 による。

5.3　申請書類

契約の相手方は，車両法による登録を行う場合を除き，訓令に基づく適用除外申請のため，次に示すうち，a)及び b)各４部を，契約後速やかに担当官を経て，調達要求元に提出するものとする。ただし，調達要領指定書によって指定する場合に限り，c)～e)に示す書類を，提出するものとする。

なお，２回目以降の調達において，品目特性などの変更がない場合には，省略することができる。

a)　主要諸元表

b)　外観三面図

c)　原動機性能曲線図

d)　走行性能曲線図

e)　主要部強度計算書

5.4　納入書類

納入書類は，次による。

5.4.1　添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，車両１両につき**表 7** とする。

表 7－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書 [a)]	各１	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1による。
整備資料（第１種）		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.2による。
部品表（第１種）		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3による。
納入装備品等のかしに関する契約条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.4による。
注[a)]　給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。		

5.4.2　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合，**表 8** による。

表 8－提出書類

名称	時期	部数	納入先	注記
取扱説明書	納入時	a)	a)	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.1 による。
整備資料（第１種）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.2 による。
部品表（第１種）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.3 による。
部品価格表				―
写真				前方，後方及び左右側方（キャビネ版）
注 a)　部数，納入先及び提出の要領（書類又は電子媒体）は，調達要領指定書によって指定する。				

5.5　その他

a)　契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

b)　車両法による登録及び“使用済み自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“自動車リサイクル法”という。）に基づく手続きを行う場合の費用は，すべて契約相手方の負担（“自動車損害賠償責任保険”及び“自動車重量税”を除く。）によって行うものとし，自動車リサイクル法第７４条第１項に規定する預託証明書は，納入時に官側へ引き渡すものとする。

c)　車両法による登録及び自動車リサイクル法に基づく手続きを行う場合は，調達要領指定書によって指定する。

d)　契約の相手方は，検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって閲覧に供するものとする。

e)　寒冷地仕様による自動車を調達する場合は，調達要領指定書によって指定する。